

廃棄物再生事業者 登録の手引

令和3年9月

東京都環境局
資源循環推進部一般廃棄物対策課
多摩環境事務所廃棄物対策課

〔情報開示請求及び公文書情報提供サービスの対象文書について〕

許可申請・届出等に伴い、東京都に御提出いただいた一切の資料・書類等は、第三者から東京都情報公開条例に基づく開示請求又は公文書情報の提供依頼があった場合、原則、開示対象となります。

目 次

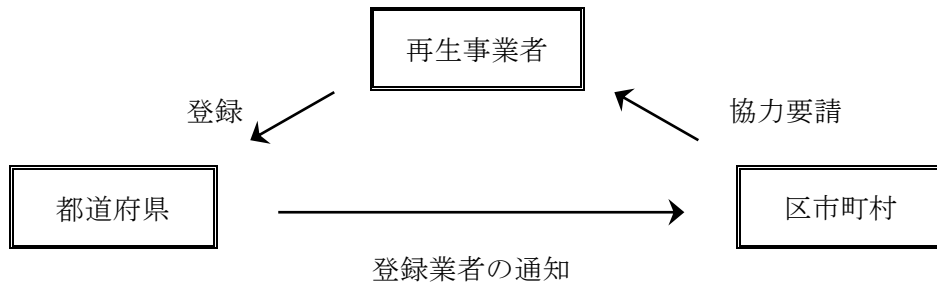
1	廃棄物再生事業者の登録について	
1-1	制度概要	1
1-2	登録要件	2
1-3	登録手続	4
1-4	申請書類	6
2	登録後の報告等について	
2-1	登録証明書	8
2-2	報告・届出	9
3	参考資料	
3-1	根拠法令	
	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	1 0
	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）	1 1
	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）	1 2
	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の 一部改正について〔衛環第233号：厚生省通知〕（抜粋）	1 3
	・ 廃棄物再生事業者の登録に関する要綱	1 4
	・ 廃棄物再生事業者の登録に関する取扱要領	1 8
4	記入例	
	・ 廃棄物再生事業者登録申請書（様式1）	1 9
	・ 事業計画の概要（別紙1）	2 0
	・ 施設及び設備の概況（別紙2）	2 1
	・ 再生事業フロー図（記入例）	2 2
	・ 登録証明書再交付申請書（様式4）	2 3
	・ 廃棄物再生事業者登録申請事項変更届（様式5）	2 4
	・ 事業場廃止届（様式6）	2 5
	・ 事業場休止・再開届（様式7）	2 6
	・ 廃棄物再生実績報告書（様式9）	2 7
	・ 欠格条項に該当していない者である旨の誓約書	2 8
5	様式集	
	・ 廃棄物再生事業者登録申請書（様式1）	2 9
	・ 事業計画の概要（別紙1）	3 0
	・ 施設及び設備の概況（別紙2）	3 1
	・ 廃棄物再生事業者登録簿（様式2）	3 2
	・ 廃棄物再生事業者登録証明書（様式3）	3 3
	・ 登録証明書再交付申請書（様式4）	3 4
	・ 廃棄物再生事業者登録申請事項変更届（様式5）	3 5
	・ 事業場廃止届（様式6）	3 6
	・ 事業場休止・再開届（様式7）	3 7
	・ 登録取消通知書（様式8）	3 8
	・ 廃棄物再生実績報告書（様式9）	3 9
	・ 欠格条項に該当していない者である旨の誓約書	4 0
6	その他	
	・ 再生事業者登録手続きの流れ（フロー図）	4 1

1 - 1 制度概要

根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
<p>(廃棄物再生事業者)</p> <p>第20条の2 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 第1項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。</p> <p>4 市町村は、第1項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。</p>	

廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物の減量化・再生の促進のため、

- ①一定の要件を満たした事業場を登録することにより、優良業者の育成を図る。
- ②登録を受けた業者に対し、区市町村が必要な協力を求めることができるという法律の枠組みをつくることにより、区市町村と廃棄物再生事業者との連携・協力体制をつくらうとするものです。



豆 知 識

登録は「受けることができる」ものであり、登録を受けないで営業しても罰せられることはありません。但し、登録を受けないで「登録廃棄物再生事業者」の名称を用いた場合は罰せられます。

再生事業者の登録と廃棄物処理業等の許可の主な違い

	登 録	許 可
申請時期	業開始後	業開始前
申請先	一般廃棄物・産業廃棄物ともに知事	一般廃棄物は区市町村長、産業廃棄物は知事

1 - 2 登録要件

1	廃棄物の再生を業として営んでいること
---	--------------------

この制度は、現に廃棄物の再生を業として営んでいる優良な業者を登録するものです。業として営むために必要な各種許可等は登録前に取得していなければなりません。古紙、金属くず、空き瓶類、古繊維のみを取り扱う業者以外の方は、登録の際、一般廃棄物又は産業廃棄物処理業の許可を確認します。

また、ここでいう「廃棄物」は一般廃棄物に限りません。産業廃棄物も含まれます。廃棄物と有価物の両方を扱っている場合や、市況の変動により有価物となることがある廃棄物を扱っている場合も対象となります。

なお、この場合の「再生」とは、「処分」の一形態としての「再生」のことですので、収集運搬のみを業として営んでいる場合は、登録の対象になりません。

2	事業場が東京都内にあること
---	---------------

登録は事業場ごとに行います。本社が都内で、事業場が他県にある場合、その事業場のある県において登録することになります。

本社が他県で、事業場が都内にある場合は東京都で登録を行います。また、都内に複数ある事業場を登録する場合は、事業場ごとに登録の申請を行ってください。

3	廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散のおそれのない保管施設を有すること
---	--------------------------------------

保管する廃棄物の種類や数量に応じた適切なものであることが必要です。

4	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に適合した廃棄物の再生に適する施設を有すること
---	--

「廃棄物の再生に適する施設」は、品目ごとに次のように規定されています。

- ・古紙の再生を行う場合
選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設
- ・金属くずの再生を行う場合
磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を適正に選別する施設及び再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎、圧縮等の加工をする施設
- ・空き瓶の再生を行う場合
カレットを色別に適正に選別する施設及びカレットから不純物を選別し除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設
- ・古繊維の再生を行う場合
選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設
- ・その他の廃棄物の再生を行う場合
「その廃棄物の再生に適する施設」→個々に判断
- ・環境確保条例別表第7の工場及び指定作業場に適用する規制基準に適合するための悪臭、騒音、振動等の防止措置が取られており、かつ、防虫、防鼠及び防火に適した材質で高さ1.8m以上の塀又は外壁を設けてある施設を有するものであること

5	運搬施設を有すること
---	------------

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設が必要です。

6	事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること
---	--------------------------------

貸借対照表、損益計算書、納税証明書、業務経歴等で個々に確認します。

7	その他、事業を適正に行うことが出来るものであること
---	---------------------------

申請者が以下に掲げる事項に該当する場合は、登録できません。

(1) 法第7条第5項第4号イからルに定める者

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第22条の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

※1 継続して3年以上事業を行いかつ継続して1年以上登録しようとする再生事業を行っていること

※2 再生を目的として受入れた廃棄物のうち50%以上が再生されていること

豆 知 識

各施設については、申請者自身が所有していることが原則です。他人の所有であっても、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には所有と同様に取り扱います。

登録の対象となる事業者には、公益法人、事業協同組合等で、定款又は寄附行為上再生に係る事業を行うことが出来るものも含まれます。その際、各施設については、その公益法人、事業協同組合等の所有、または所有と同等の状態であることが必要です。

1-3 登録手続

1	相談
---	----

窓口は次の2か所となります。

事業所の所在地が23区または島しょの場合

東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課施設審査担当

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎19階北側

電話 03-5388-3582 (直通)

事業所の所在地が多摩地域の場合

東京都環境局多摩環境事務所廃棄物対策課審査担当

〒190-0022 立川市錦町四丁目6番3号 東京都立川合同庁舎3階

電話 042-528-2693 (直通)

- ・受付時間は9:00～17:00です。(ご来庁の際は、あらかじめ電話でご予約願います。)
- ・申請書等については、東京都環境局ホームページよりダウンロードして作成してください。

2	申請
---	----

- ・窓口で受け付けます(ご来庁の際は、あらかじめ電話でご予約願います。)
- ・必要書類(6ページ参照)を揃えて窓口に提出してください。
- ・登録申請手数料**40,000円**は、申請当日に庁舎内の金融機関等(多摩環境事務所の場合は、管理課経理担当窓口)で納付していただきますので、必ず現金をご用意ください。

3	審査
---	----

- ・審査には1か月程度かかります。
- ・審査中、不明な点について電話にて問い合わせをする場合があります。
- ・現地審査は、日時等打合せのうえ行います。

4	登録証明書の交付
---	----------

登録証明書は原則として申請者へ郵送で交付します。

(1) 郵送により受領する場合

- ・ あらかじめ送付先を記入したレターパックプラス（「ご依頼主様用シール」ははがさないでください。レターパックライトは不可）を、申請時にご提出ください。登録決定後、登録証明書を郵送します。
- ・ 登録証明書を申請者以外の方が受領する場合（レターパックプラスの宛先を申請者以外の者とする場合）は、下記②の表右側に記載した書類の提出が必要です。

(2) 窓口での受領を希望される場合

- ・ 登録証明書の受領は原則として郵送をお願いしておりますが、やむを得ず窓口での受領を希望する場合は申請時に申し出てください。
- ・ 登録決定後に「廃棄物再生事業者登録決定のお知らせ」を送付します。
- ・ 窓口に来庁される方は、次の表に記載した書類を持参してください。

申請者が来庁にて受領する場合	申請者以外の方が来庁にて受領する場合
<p>1 受領書（「廃棄物再生事業者登録決定のお知らせ」下部にあるものに必要事項を記載すること。）</p> <p>2 本人確認ができるものとして次の(1)～(4)のいずれかを提示すること。</p> <p>(1) 申請書（副本）（都の受領印が押印されているもの）</p> <p>(2) 申請者の印鑑証明書（発行後6か月以内）の写し（法人の場合）</p> <p>(3) 社員証（顔写真付き）及び健康保険証（法人名記載があるもの）（法人の場合）</p> <p>(4) 運転免許証（個人事業主の場合）</p>	<p>1 受領書（「廃棄物再生事業者登録決定のお知らせ」下部にあるものに必要事項を記載すること。）</p> <p>2 委任状（申請時に未提出の場合） （登録証明書の受領が委任事項に明記されているもの）</p> <p>3 登録証明書受領の受任が確認できるものとして、(1)、(2)のいずれかを提示すること。</p> <p>(1) 申請者の印鑑証明書（発行後6か月以内）の写し（法人の場合）</p> <p>(2) 申請者の運転免許証の写し（個人事業主の場合）</p> <p>※郵送受領の場合は申請受付時に上記2、3の提出が必須です。</p>

1-4 申請書類

登録申請時の提出書類は次のとおりです。

提出部数は**正副2部**です（副本は申請者の控えとなりますので、正本の写しでも構いません。）

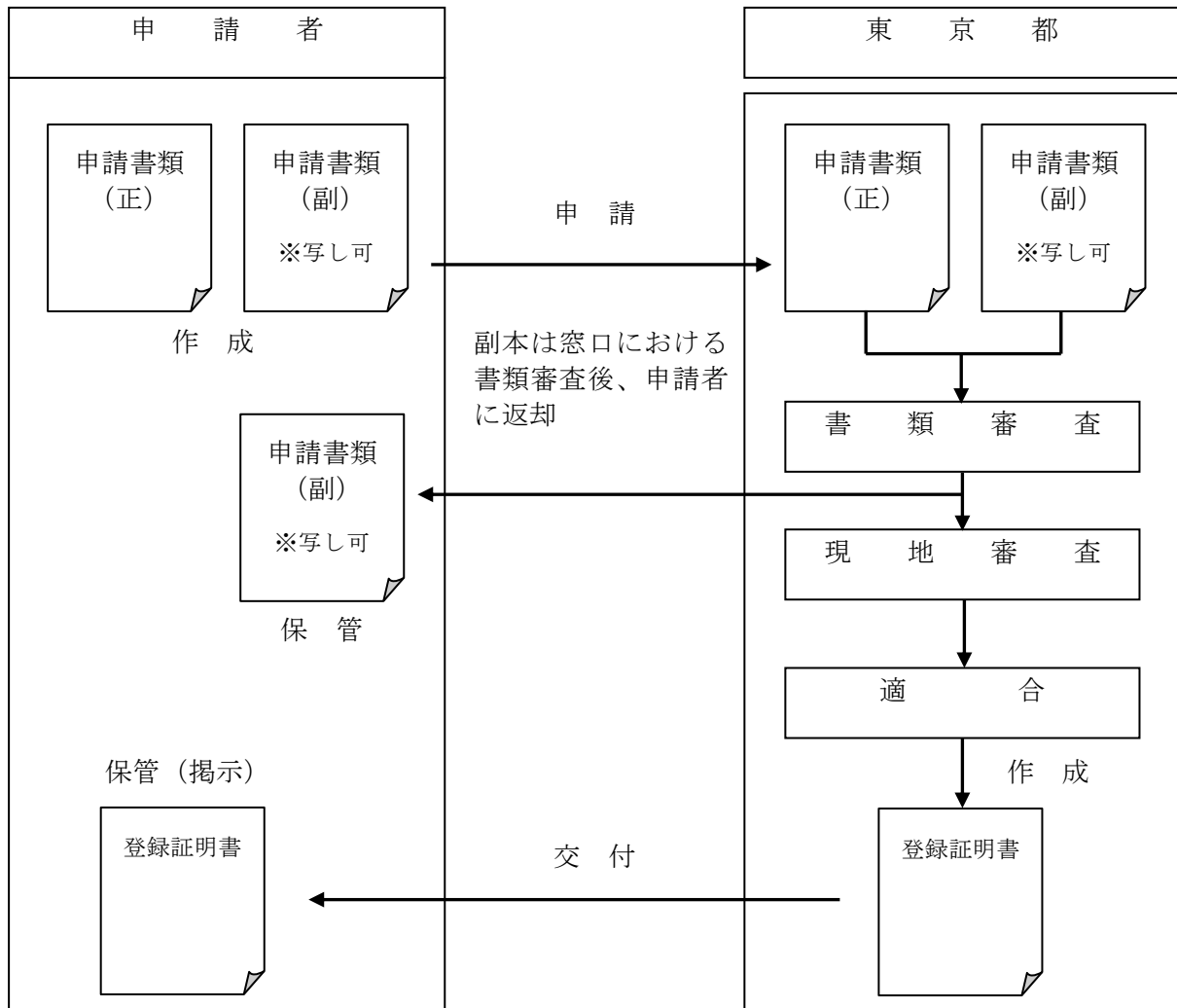
なお、申請する事業場が2ヶ所以上ある場合は、事業場ごとに作成してください。

作成の際は、19ページ以降の記入例を参照してください。

	提出書類	備考
共通事項	1 廃棄物再生事業者登録申請書	様式1
	2 事業計画の概要	別紙1
	3 再生事業フロー図	
	4 業務経歴	沿革が記載された会社案内用パンフレット等で代用可
	5 施設及び設備の概況	別紙2
	6 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面	
	(1) 主要設備の図面及び処理能力計算書	
	(2) 施設への案内図・施設周辺の用途地域図	用途地域図については以下を参照 www2.wagmap.jp/tokyo_tokeizu/Portal
	(3) 施設の平面図・立面図・断面図及び構造図	保管施設及び駐車場の位置を記載
	(4) 設備の配置図及び廃棄物の流れ	搬入・処理・保管・搬出の流れを記載
	(5) 施設及び設備等の写真	パンフレットや図面での代用不可
	7 運搬車両の写真と自動車検査証 ディーゼル車規制対応の装着証明書	フォークリフト等の重機類は、特定自主 検査記録表等
	8 工場設置認可証とその申請書の写し (または指定作業場設置届出書の写し) 一般(産業)廃棄物処理業の許可証写し	
	9 土地及び建物の使用権原が確認できる書類	
(1) 登記事項証明書(全部事項証明書)	3か月以内に発行されたもの	
(2) 賃貸契約書の写し		
10 欠格条項に該当していない者である旨の誓約書		
法人	1 定款又は寄附行為	
	2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	3か月以内に発行されたもの
	3 貸借対照表・損益計算書	直近3年分
	4 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	直近3年分
個人	1 住民票抄本	本籍地記載のもの 3か月以内に発行されたもの
	2 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	直近3年分

※申請書作成や登録証明書受領を第三者に委任する場合は、委任状が必要になります。また、第三者が登録証明書を受領する場合は、追加書類が必要になります。P.5「4(2)窓口での受領を希望される場合」をご確認ください。

登録証明書交付までの流れは次のとおりです。



2-1 登録証明書

1	取扱いについて
---	---------

- ・ 交付された登録証明書は、事業場毎に見やすい場所に掲げてください。
- ・ 他人に譲渡、または貸与しないでください。

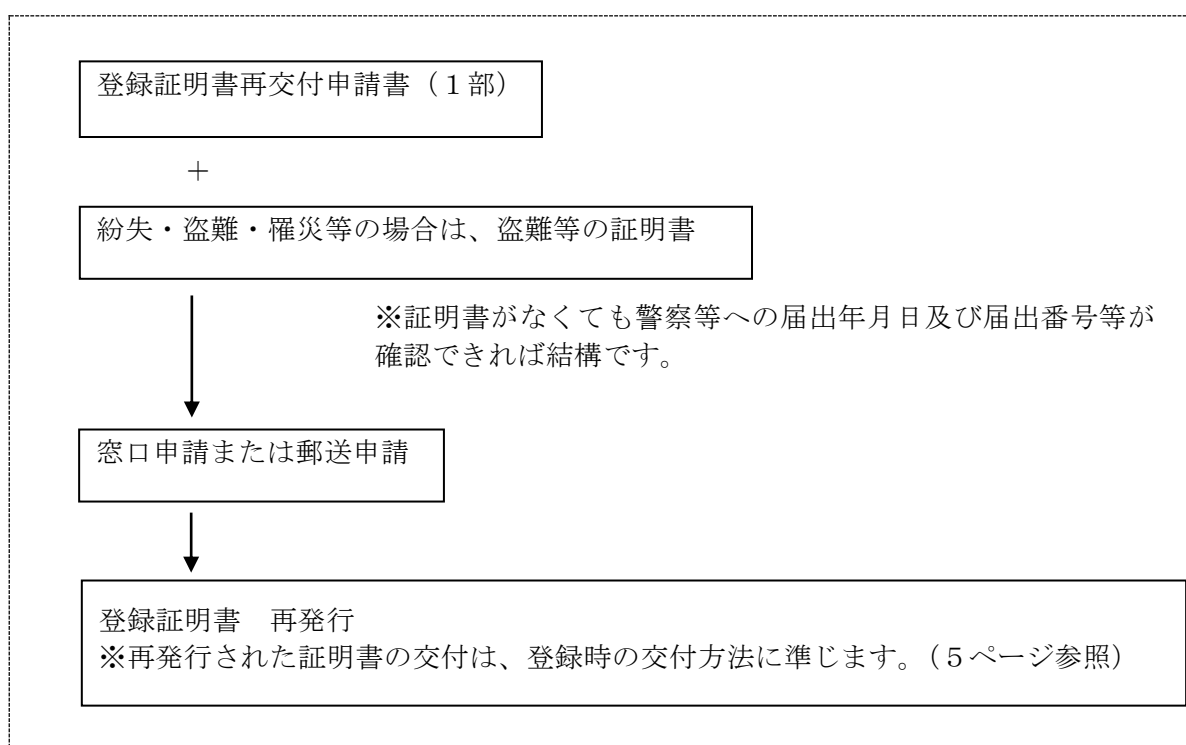
2	紛失・き損したとき
---	-----------

証明書を紛失、またはき損したときは、「登録証明書再交付申請書」（様式4）により、再交付の申請を行ってください。

再交付申請書作成の際は、24ページの記入例を参照してください。

- ・ 紛失により再交付を受けたあと、紛失した証明書を発見したときは、直ちに返納してください。
- ・ き損の場合は、き損した登録証明書を添付してください。
- ・ 盗難等の場合、警察等への届出年月日及び届出番号等も申請書に記載して頂きますので確認しておいてください。

手続フロー



2-2 報告・届出

1	実績報告書
---	-------

廃棄物再生事業者の登録を受けた事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における廃棄物再生実績を「廃棄物再生実績報告書」（様式9）により知事に報告してください。

ただし、東京都知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者及び一般廃棄物処理施設設置者で、それぞれ産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱に基づく実績報告書又は東京都廃棄物規則に基づくごみ処理施設維持管理状況報告書を提出した事業者については、実績報告書の提出は不要です。

なお、報告の際は、28ページの記入例を参照してください。

2	登録申請事項変更
---	----------

登録時の申請事項から変更が生じた場合は、「廃棄物再生事業者登録申請事項変更届」（様式5）により、変更内容を証明する書類（下表）を添付して30日以内に届け出てください。

変更届作成の際は、25ページの記入例を参照してください。

変更内容と添付書類の例

変更内容	添付書類	備考
代表者・名称・主たる事務所の所在地変更等	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は事実が確認できる書類及び登録証明書の写し	提出部数は正副2部です（副本は写し可） 登録証明書については、変更内容により差替えの必要が生じます
住居表示変更等による移転を伴わない住所変更	事実が確認できる書類及び登録証明書の写し	
取扱品目の変更を伴わない施設の変更	施設及び設備の概況（別紙2）、当該施設の図面、写真及び登録証明書の写し	
取扱品目及び施設の変更	事業計画の概要（別紙1）、再生事業フロー図、施設及び設備の概況（別紙2）、当該施設の図面、写真及び登録証明書の写し	

※上表は一例です。変更届提出前に必要書類等をご相談ください。

3	事業場の廃止・休止及び再開
---	---------------

事業場の廃止、休止及び休止した事業場を再開するときには、「事業場廃止届」（様式6）または「事業場休止・再開届」（様式7）により30日以内に届け出てください。

廃止届作成の際は26ページ、休止・再開届作成の際は27ページの記入例を参照してください。

なお、事業場の廃止の際には、登録証明書を返納してください。

3 - 1 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物再生事業者）

第二十条の二 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。

4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

第三十四条 第二十条の二第三項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（廃棄物再生事業者の登録）

第十七条 法第二十条の二第一項に規定する廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、同項の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 事務所及び事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
- 五 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料

2 前項の申請書には、事業場の図面その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録）

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があったときは、廃棄物再生事業者の事業の用に供する施設その他の事項が法第二十条の二第一項の環境省令で定める基準に適合しない場合を除いて、登録をしなければならない。

（登録証明書）

第十九条 都道府県知事は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより登録証明書を交付するものとする。

（変更の届出）

第二十条 登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、第十七条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があったときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（休廃止の届出）

第二十一条 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第二十二条 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 その事業の用に供する施設その他の事項が法第二十条の二第一項の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 二 前二条の規定による届出をしなかったとき。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（廃棄物再生事業者の登録基準）

第十六条の二 法第二十条の二第一項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- 二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
 - イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設
 - ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
 - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
 - ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
 - ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設
- 三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 四 事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 五 その他事業を適切に行うことができる者であること。

（廃棄物再生事業者の登録）

第十六条の三 令第十七条第二項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 三 法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 四 個人である場合には、住民票の写し
- 五 業務経歴を記載した書類
- 六 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

（登録証明書）

第十六条の四 都道府県知事は、令第十九条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 登録の年月日及び登録番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（抜粋）

（衛環第233号 平成4年8月13日）

第四 廃棄物再生事業者に関する事項

一 廃棄物再生事業者の登録基準等

- （1）登録に必要な施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第16条の2第2号イからホに掲げる施設のうち、再生の対象となる廃棄物の種類に応じた施設並びに当該廃棄物の種類がいずれの場合にあっても共通して必要な同条第1号に規定する保管施設及び同条第3号に規定する運搬施設であること。
- （2）同条第1号に規定する保管施設は、屋根及び壁を有することを要件とするものではないが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。
- （3）同条第2号イに掲げる梱包施設とは、選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設をいうこと。
- （4）同条第2号ロに掲げる選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設をいうこと。
- （5）同条第2号ロに掲げる加工施設とは、再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等をいうこと。
- （6）同条第2号ハに掲げる選別施設とは、カレットを色別を選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設をいうこと。
- （7）同条第2号ニに掲げる裁断施設とは、選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設をいうこと。
- （8）施設は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないこと。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、所有と同様に取り扱って差し支えないこと。
- （9）経理的基礎については、申請書に記載された経理的基礎に関する資料、業務経歴を記載した書類等により確認すること。
- （10）廃棄物の再生に係る事業の内容、事業の用に供する施設に変更がある旨の届出があった場合には、変更後も登録基準に適合することを確認すること。
- （11）廃棄物再生事業者の登録について、金属くず回収業者から当該申請を受けた場合は、都道府県公安委員会とも必要に応じ連絡調整を図りつつ、適切に対応されたいこと。

廃棄物再生事業者の登録に関する要綱

第1条 目的

この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録に関し必要な事項を定める。

第2条 登録

東京都の区域内において廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第16条の2に規定する廃棄物再生事業者の登録基準に適合するとともに、本要綱に定める登録基準に適合するときは、その事業場ごとに都知事の登録を受けることができる。

第3条 登録基準等

1 規則第16条の2に定める廃棄物再生事業者の登録基準

- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- 二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
 - イ 古紙の再生を行う場合にあっては、当該古紙の再生に適する梱包施設（選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設をいう。）
 - ロ 金属くずの再生を行う場合にあっては、当該金属くずの再生に適する選別施設（磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設をいう。）及び当該金属くずの再生に適する加工施設（再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等をいう。）
 - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあっては、当該空き瓶の再生に適する選別施設（カレットを色別を選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設をいう。）
 - ニ 古繊維の再生を行う場合にあっては、当該古繊維の再生に適する裁断施設（選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設をいう。）
 - ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあっては、当該廃棄物の再生に適する施設
- 三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 四 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- 五 その他事業を適正に行うことができる者であること。

2 登録を受けようとする者は、事業を適正に行うことができる者であることから、次のいずれにも該当しないこと。

- 一 法第7条第5項第4号イからルに定める者
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第22条の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

3 登録を受けようとする者は、事業を適正に行うことができる者であることから、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）別表第7の工場及び指定作業場に適用する規制基準に適合するための悪臭、騒音、振動等の防止措置

が取られており、かつ、防虫、防鼠及び防火に適した材質で高さ1.8m以上の塀又は外壁を設けてある施設を有するものであること。

第4条 登録申請

- 1 登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に必要な事項を記載して、知事に提出しなければならない。申請書には次の書類を添付しなければならない。
 - 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 三 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 四 個人である場合には、住民票の写し
 - 五 業務経歴を記載した書類
 - 六 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類として次に掲げる書類
 - イ 第1号の書類の付属資料として処理フロー（処理過程を図に示したもの）
 - ロ 第2号の平面図の付属資料として施設の配置図、構造図の付属資料として施設の写真
 - ハ 施設及び設備の概況を記載した書類
 - ニ 土地、建物及び施設等の使用権原が確認できる書類
 - ホ 法人の場合は、直前3年間の各事業年度における貸借対照表及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
 - ヘ 個人の場合は、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
 - ト 第3条第2項第1号及び第2号に該当しない者である旨の書類
- 2 登録を受けようとする者のうち、東京都知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者（積替・保管を含む）、産業廃棄物処分業者及び一般廃棄物処理施設設置者は前項第2号及び第6号ロ、ニの書類の添付を省略することができる。

第5条 登録の実施

- 1 知事は、第4条の規定による登録申請があった場合、第3条に定める基準等に適合しない場合を除いて、登録をしなければならない。
- 2 知事は、廃棄物再生事業者登録簿（様式2）（以下「登録簿」という。）に記載して登録をしたときは、廃棄物再生事業者登録証明書（様式3）（以下「登録証明書」という。）を申請者に交付する。
- 3 知事は、登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録事業者」という。）について、関係区市町村にその内容を通知する。

第6条 手数料

登録を受けようとする者は、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）に定める手数料を支払わなければならない。

第7条 登録証明書の再交付

登録事業者は、登録証明書を紛失し、又はき損したときは、直ちに登録証明書再交付申請書（様式4）により知事に再交付申請を行い、登録証明書の再交付を受けなければならない。き損の場合は、再交付の申請の際に、き損した登録証明書を添付しなければならない。

第8条 変更・廃止・休止・再開の届出

- 1 施行令第20条に定める変更の届出並びに施行令第21条に定める休廃止等の届出は、それぞれ廃棄物再生事業者登録申請事項変更届（様式5）、事業場廃止届（様式6）、事業場休止・再開届（様式7）によるものとする。

- 2 前項のうち、変更の届出について、変更内容が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を添付する。
 - 一 施行令第17条第1項第1号及び第2号の変更の場合、第4条第1項第3号又は第4号に定める書類
 - 二 施行令第17条第1項第3号の変更の場合、第4条第1項第1号及び第6号に定める書類
 - 三 施行令第17条第1項第4号の変更の場合、第4条第1項第2号、第6号ロ及びハに定める書類
- 3 知事は、第1項の届出があった場合、登録簿にその内容を記載し、関係区市町村にその内容を通知する。

第9条 登録の取消し

- 1 知事は、登録事業者が次のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。
 - 一 施行令第22条の各号に該当するとき。
 - 二 事業場廃止届を受理したとき。
 - 三 第3条第2項第1号に該当するとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合は、その理由を付して、その旨を登録取消通知書（様式8）によって事業者に通知するとともに、関係区市町村にその内容を通知する。

第10条 登録証明書の返納

登録事業者は次のいずれかに該当するときは、知事に登録証明書を返納しなければならない。

- 1 事業を廃止したとき。
- 2 登録の取消しを受けたとき。
- 3 紛失により再交付を受けた後、紛失した登録証明書を発見したとき。

第11条 登録事業者の協力義務

- 1 登録事業者は、再利用を実践する団体等と連携を図ることなどにより、廃棄物の再生の促進に努めなければならない。
- 2 登録事業者は、法第20条の2第4項による協力の要請を受けたときは、それに協力するように努めなければならない。

第12条 登録事業者の遵守事項

- 1 登録事業者は、その事業場ごとに、その見やすい場所に、登録証明書を掲げなければならない。
- 2 登録事業者は、登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第13条 現状の報告等

- 1 登録事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における廃棄物再生実績を廃棄物再生実績報告書（様式9）により知事に報告しなければならない。

ただし、東京都知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者及び一般廃棄物処理施設設置者で、それぞれ産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱に基づく実績報告書又は東京都廃棄物規則に基づくごみ処理施設維持管理状況報告書を提出した事業者については、この報告を免除する。
- 2 知事はこの要綱を施行するため特に必要があると認めたときは、事業者の同意を得て、立入調査を行うことができる。

附 則 この要綱は、平成 4年10月 1日から施行する。

(平成 9年12月 2日 改正)

(平成12年 4月 1日 改正)

(平成13年 4月 1日 改正)

(平成14年 2月15日 改正)

(平成17年 7月 7日 改正)

(平成17年12月 7日 改正)

(平成25年 6月28日 改正)

(令和 3年 4月 1日 改正)

廃棄物再生事業者の登録に関する取扱要領

1 登録の対象となる施設の細目基準

廃棄物再生事業者の登録の対象となる施設は、廃棄物再生事業者の登録に関する要綱の第3条第1項に規定する施設であって、次の各号のいずれかに該当する処理を行う施設であること。

- (1) 古紙の再生を行う場合にあつては、選別した古紙を輸送に適するようにする次のいずれかの処理
 - ① ベイラー等の設備による圧縮梱包処理
 - ② 手作業により専用カゴ又は専用袋に仕分けする処理
- (2) 金属くずの再生を行う場合にあつては、再生の目的となる金属を適正に選別及び加工をする次のいずれかの処理
 - ① 磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等の設備による選別処理及び切断機、破砕機、圧縮機等の設備による加工処理
 - ② 手作業による解体選別処理及び専用カゴ・専用袋に仕分けする処理
- (3) 空き瓶の再生を行う場合にあつては、カレットを色別に適正に選別及びカレットから不純物を選別し除去する処理並びにリターナブル瓶を選別する処理
- (4) 古繊維の再生を行う場合にあつては、選別した古繊維をウエスとして利用するための裁断処理
- (5) (1) から (4) までに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する処理

2 登録の対象となる廃棄物の再生率の基準

再生を目的として受け入れた廃棄物のうち50%以上が再生されているものを登録の対象とする。

3 登録に要する業歴の基準

継続して3年以上事業を行いかつ継続して1年以上登録しようとする再生事業を行っていること。

附則 この取扱要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

(平成17年 7月 7日 改正)

(様式 1) 記入例

○年○月○日

東京都知事 殿

主たる事務所の所在地等を記入する
特に電話番号等の記入漏れが無いよう注意する

郵便番号 〒163-8001
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏 名 株式会社東京商事
代表取締役 東京 一郎
〔法人にあっては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号 03 (1234) ****
F A X 03 (1234) ****
担 当 者 東京 次郎

廃棄物再生事業者登録申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定
の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

東京都から連絡する場合
の連絡先に○を付ける

事業場名	株式会社東京商事 立川支店	連絡先	○本店・事業場
所在地	〒190-0022 東京都立川市錦町四丁目6番1号		
電話番号	042 (123) ****	F A X	042 (123) ****
廃棄物再生 事業内容	古紙、金属くずの再生事業		
〔添付書類〕 1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、 3 法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項 4 個人である場合には、住民票の写し 5 業務経歴を記載した書類 6 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類として次に掲げる書類 (1) 1の書類の付属資料として処理フロー（処理過程を図に示したもの） (2) 2の平面図の付属資料として施設の配置、構造図の添付資料として施設の写真 (3) 施設及び設備の概況を記載した書類 (4) 土地、建物及び施設等の使用権原が確認できる書類 (5) 法人の場合は、直前3年間の各事業年度における貸借対照表及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 (6) 個人の場合は、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 (7) 要綱第3条第2項第1号及び第2号に該当しない者である旨の書類 ※東京都知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を含む）、産業廃棄物処分業者及び一般廃棄物処理施設設置者の場合は2及び6（2）、（4）の添付を省略することができる。 (備考) 欄内に書ききれないときは別紙に記入して添付すること。			

設備がある事業所・営業所について
記入する
「主たる事務所の所在地」と同一で
あっても必ず記入する

(別紙 1) 記入例

事業計画の概要

1. 事業内容 (再生事業の処理方法・処理工程等)

古紙 (圧縮梱包)

金属くず (切断、圧縮)

※各処理工程は「再生事業処理フロー図」のとおり

2. 登録する事業場における年間再生量 (古紙)

〇〇年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受入量 (t)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
再生量 (t)	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	1,140
残さ量 (t)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	300
再生率 (%)	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95

3. 従業員数 (事業場単位)・稼働時間・用途地域

(1) 従業員数 : 20名

(2) 稼働時間 : 8 : 30 ~ 17 : 30 (うち1時間は休憩時間) 実働8時間

(3) 用途地域 : 準工業地域

再生事業を行う品目ごとに直近1年間の再生実績を記載する

環境確保条例の工場認可申請書に記載した内容と相違がないよう注意する

4. 主な取引先

(1) 排出者 : (株)〇×工業 (新宿区)、(有)△□産業 (立川市)

(2) 売却先 : (株)◎〇金属 (瑞穂町)、(有)■〇紙業 (神奈川県相模原市)

(3) 残さ物処理委託先 : (株)▲△処理センター (足立区)、〇〇市清掃工場

5. 営業区域

東京都23区、埼玉県

登録する事業場の許可の有無を記入する

6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の有無 (許可の種類及び番号)

有

(種類 : 産業廃棄物処分業 番号 : 13-20-000000)

無

※欄内に書ききれない場合は別紙に記入して添付すること。

(別紙2) 記入例

施設及び設備の概況

保管施設	飛散防止方法	施設内の専用コンテナに入れて保管			
	流出防止方法	床面をコンクリート敷きにして対処			
	地下浸透防止方法	床面をコンクリート敷きにして対処			
	悪臭発散防止方法	消臭剤を配置し、必要に応じて散布			
再生に供する施設	種類	磁力選別機	圧縮梱包機	切断機	専用コンテナ
	メーカー名及び型式	(株)ABC AB-100	(株)ABC AC-200	(株)ABC AD-300	(株)CBA
	数量(基)	1基	1基	1基	10基
	能力(t/日)	1.6t/日	12.0t/日	44.8t/日	8m ³
	構造	別添、パンフレット及び図面等のおり			
	設置事業場床面積	400m ²			
	塀又は外壁の材質及び高さ	外壁：ALC板(厚10mm)、高さ6m 塀：コンクリート塀 高さ2m			
運搬施設	種類及びメーカー名	フォークリフト(大松)		貨物車(三菱)	
	最大積載量	2t		4t	4t
	数量	1台		2台	2台
備考					

流出や地下浸透等が発生するおそれがある物を取り扱わない場合は、その旨を記入する

別添、パンフレット及び図面等のおり

- ・金属くずを再生する場合は、選別施設と加工施設の両方について記入する
- ・能力については必ず単位を記入すること
- ・構造について記入が困難な場合はパンフレット等を添付する

環境確保条例に規定する認可を受けた工場(作業場)の場合、認可番号を記入し、認可書の写しを添付する

※欄内に書ききれない場合は別紙に記入して添付すること。

再生事業フロー図（例）

再生事業を行う品目ごとに作成する

<排出者>

一般家庭

民間企業
(企業名)

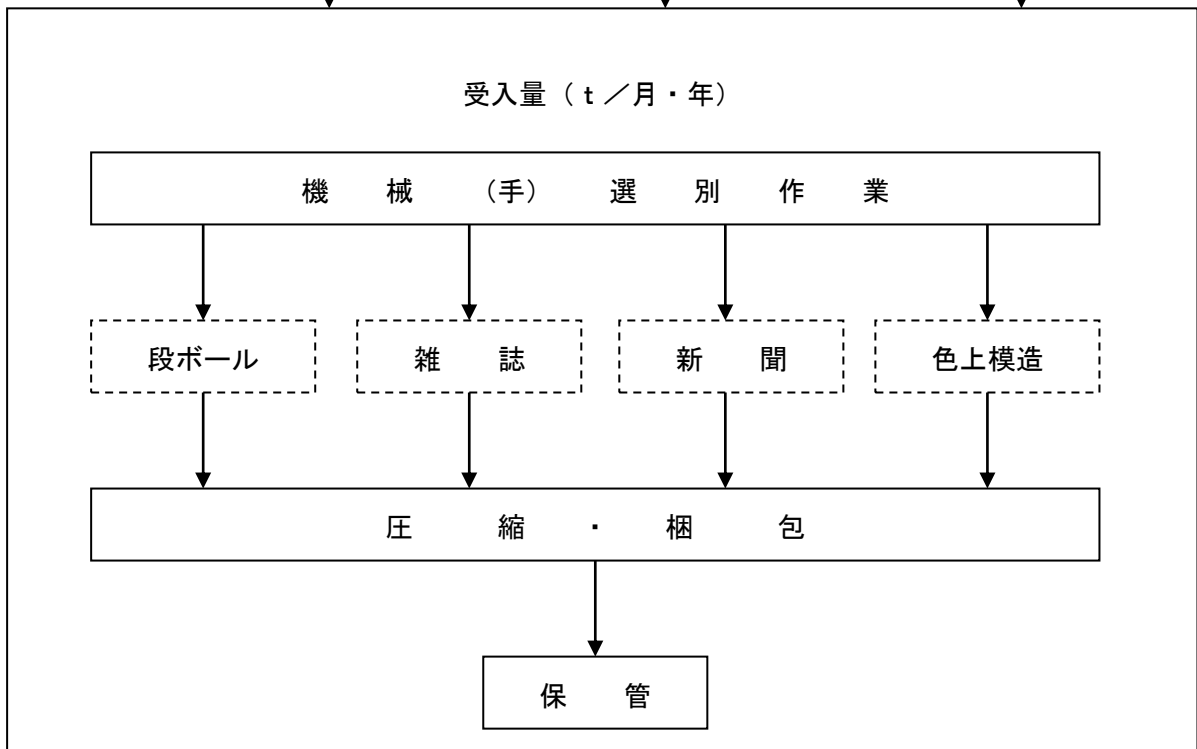
行政
(名称)

<回収業者>

回収業者
(企業名)

当社で回収

当社で回収



再生量 (t / 月・年)
再生率 (%) <売却>

残さ量 (t / 月・年)
残さ率 (%) <焼却>

各製紙会社
(企業名)

残 さ
(企業名等)

一般家庭

民間企業
(企業名)

行政
(名称)

委託先の処分方法を記載する
(例) 埋立、焼却等

注：再生率及び残さ率は、受入量を 100%として算出してください。

(様式4) 記入例

○年○月○日

東京都知事 殿

主たる事務所の所在地等を記入する
特に電話番号等の記入漏れが無いよう注意する

郵便番号 〒163-8001
住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏名 株式会社東京商事
代表取締役 東京 一郎
〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号 03 (1234) ****
FAX 03 (1234) ****
担当者 東京 次郎

登録証明書再交付申請書

紛失
廃棄物再生事業者登録証明書を しましたので、下記のとおり廃棄物再生事業者登録
き損

証明書の再交付を申請します。

記

1 廃棄物再生事業者登録番号
第000号

出来るだけ具体的に記入する

2 紛失・き損理由
(紛失等の場合、警察等への届出年月日及び届出番号等も記入すること。)

外部に持ち出した際に紛失した

遺失物届：都警察署 令和3年7月1日受付 第123号

3 紛失・き損年月日
令和3年6月30日

日付が不明確な場合
○月中旬、○日頃
と記入する

※き損の場合は、き損した登録証明書を添付すること。

紛失等により再交付を受けた後、証明書が発見された場合、直ちに発見された証明書を返還すること

(様式5) 記入例

○年○月○日

東京都知事 殿

主たる事務所の所在地等を記入する
特に電話番号等の記入漏れが無いよう注意する
変更後の内容を記入する

郵便番号 〒163-8001
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏 名 株式会社東京商事
代表取締役 東京 太郎
〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号 03 (1234) ****
F A X 03 (1234) ****
担 当 者 東京 次郎

廃棄物再生事業者登録申請事項変更届

平成20年7月10日付第000号で登録を受けた廃棄物再生事業者登録の申請事項について、次の通り変更事項が生じたので届け出ます。

記

- 1 廃棄物再生事業者登録番号
第000号
- 2 変更事項
代表取締役の変更
- 3 変更内容
〔新〕東京 太郎
〔旧〕東京 一郎
- 4 変更年月日
令和3年6月30日
- 5 変更理由
代表取締役変更のため

事由の発生の日から30日以内に届出を行うこと

(様式6) 記入例

○年○月○日

東京都知事 殿

主たる事務所の所在地等を記入する
特に電話番号等の記入漏れが無いよう注意する

郵便番号 〒163-8001
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏 名 株式会社東京商事
代表取締役 東京 一郎
〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号 03 (1234) ****
F A X 03 (1234) ****
担 当 者 東京 次郎

事業場廃止届

平成20年7月10日付第000号で登録を受けた事業場を、廃止しますので下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃棄物再生事業者登録番号
第000号
- 2 事業場の名称
株式会社東京商事 立川支店
- 3 事業場の所在地
東京都立川市錦町四丁目6番3号
- 4 廃止年月日
令和3年7月1日
- 5 廃止理由
事業場移転のため(移転先:神奈川県川崎市)

※ 廃棄物再生事業者登録証明書(原本)を添付すること。

事由の発生の日から30日以内に届出を行うこと

(様式 7) 記入例

○年○月○日

東京都知事 殿

主たる事務所の所在地等を記入する
特に電話番号等の記入漏れが無いよう注意する

郵便番号 〒163-8001
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
氏 名 株式会社東京商事
代表取締役 東京 一郎
〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号 03 (1234) ****
F A X 03 (1234) ****
担 当 者 東京 次郎

事業場休止・再開届

平成20年7月10日付第000号で登録を受けた事業場を、休止・再開しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃棄物再生事業者登録番号
第000号
- 2 事業場の名称
株式会社東京商事 立川支店
- 3 事業場の所在地
東京都立川市錦町四丁目 6 番 3 号
- 4 休止・再開年月日
令和3年7月1日
- 5 休止(予定)期間
令和3年7月1日から令和4年3月31日
休止中の連絡先: 本社 03 (1234) ****
- 6 休止・再開理由
事業所建て替え工事のため

事由の発生の日から30日以内に届出を行うこと

(様式 9) 記入例

○年○月○日

東京都知事 殿

主たる事務所の所在地等を記入する
特に電話番号等の記入漏れが無いよう注意する

廃棄物再生事業者登録番号 第000号

郵便番号 〒163-8001
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏 名 株式会社東京商事
代表取締役 東京 一郎

〔法人にあつては主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

電話番号 03 (1234) **
F A X 03 (1234) **
担 当 者 東京 次郎

押印不要
提出方法は電子提出・
Eメールでも可

廃棄物再生実績報告書

令和3年度分の再生実績について、下記のとおり報告します。

事業場名	株式会社東京商事 立川支店				
所在地	〒190-0022 東京都立川市錦町四丁目6番3号				
電話番号	042 (123) ****		F A X	042 (123) ****	
品 目	受入量	再 生 量		残 さ 量	
		再生量	取引先	発生量	処理先
古紙	5,000 t	4,900 t	(有)■〇紙業	100 t	〇〇市清掃工場
鉄くず	10,000 t	10,000 t	(株)◎〇金属		
アルミ	500 t	500 t	(株)◎〇金属		
合 計	15,500 t	15,400 t		100 t	

欠格条項に該当していない者 である旨の誓約書（記入例）

東京都知事殿

○年○月○日

申請者、並びに申請者の役員、政令第6条の10に定める使用人、法定代理人、相談役又は顧問及び株主（出資者）が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める欠格条項に該当していない者であることを誓約します。

申請者 住所 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人は、他の取締役、
監査役等についても代
表取締役が誓約する

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

株式会社東京商事
代表取締役 東京 一郎

欠格条項とは

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 6 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分の日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 7 6に規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、6の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 8 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 9 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）が1から9までのいずれかに該当するもの
- 10 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から9までのいずれかに該当する者のあるもの
- 11 個人で政令で定める使用人のうちに1から9までのいずれかに該当する者のあるもの

(様式1)

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号
住 所
氏 名
〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号
F A X
担 当 者

廃棄物再生事業者登録申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事業場名		連絡先	本店・事業場
所在地	〒		
電話番号		F A X	
廃棄物再生 事業内容			
〔添付書類〕 1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、断面図及び構造図 3 法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書 4 個人である場合には、住民票の写し 5 業務経歴を記載した書類 6 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類として次に掲げる書類 (1) 1の書類の付属資料として処理フロー（処理過程を図に示したもの） (2) 2の平面図の付属資料として施設の配置、構造図の添付資料として施設の写真 (3) 施設及び設備の概況を記載した書類 (4) 土地、建物及び施設等の使用権原が確認できる書類 (5) 法人の場合は、直前3年間の各事業年度における貸借対照表及び法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 (6) 個人の場合には、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 (7) 要綱第3条第2項第1号及び第2号に該当しない者である旨の書類 ※東京都知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を含む）、産業廃棄物処分業者及び一般廃棄物処理施設設置者の場合は2及び6（2）、（4）の添付を省略することができる。			
（備考） 欄内に書ききれないときは別紙に記入して添付すること。			

(別紙1)

事業計画の概要

1. 事業内容 (再生事業の処理方法・処理工程等)

2. 登録する事業場における年間再生量

年度	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
受入量 (t)													
再生量 (t)													
残さ量 (t)													
再生率 (%)													

3. 従業員数 (事業場単位)・稼働時間・用途地域

(1) 従業員数 :

(2) 稼働時間 :

(3) 用途地域 :

4. 主な取引先

(1) 排出者 :

(2) 売却先 :

(3) 残さ物処理委託先 :

5. 営業区域

6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の有無 (許可の種類及び番号)

有 (種類 : 番号 :)

無

(別紙2)

施設及び設備の概況

保 管 施 設	飛散防止方法			
	流出防止方法			
	地下浸透防止方法			
	悪臭発散防止方法			
再 生 に 供 す る 施 設	種 類			
	メーカー名 及び型式			
	数量(基)			
	能力(t/日)			
	構 造			
	設置事業場床面積			
	塀又は外壁の材質 及び高さ			
	都民の健康と安全 を確保する環境に 関する条例別表第 七に適合する悪 臭・騒音・振動等 の防止措置方法			
運 搬 施 設	種類及びメーカー名			
	最大積載量			
	数 量			
	備 考			

※欄内に書ききれない場合は別紙に記入して添付すること。

<参考>

(様式2)

廃棄物再生事業者登録簿

登録番号	登録年月日	氏名(名称)			住所(主たる事務所の所在地)	代表者氏名	電話		
					〒				
事業場名					再 生 に 供 す る 施 設	種類	メーカー名、形式	数量	能力
電話		FAX							
所在地	〒								
再生事業内容									
保管施設	飛散防止方法					構造			
	流出防止方法								
	地下浸透防止方法					事業場床面積			
	悪臭発散防止方法					塀又は外壁の材質及び高さ			
運搬施設	種類	メーカー名	最大積載量	数量	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表七に適合する悪臭・騒音・振動等の防止措置方法				
備考									

< 参考 >

(様式3)

(施行規則第十六条の四関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、
廃棄物再生事業者として登録されていることを証します

年 月 日

東京都知事



知事印

1 住所及び氏名

住 所
氏 名

2 事業場の名称及び所在地

名 称
所在地

3 廃棄物の再生に係る事業の内容

4 登録の年月日及び登録番号

登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号

注1 この登録について、不服があるときは、この登録があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます(なお、この登録があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この登録の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

注2 この登録については、この登録があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この登録があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この登録の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式4)

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号
住 所
氏 名
〔 法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕
電話番号
F A X
担 当 者

登録証明書再交付申請書

紛失
廃棄物再生事業者登録証明書を しましたので、下記のとおり廃棄物再生事業者登録
き損

証明書の再交付を申請します。

記

- 1 廃棄物再生事業者登録番号
- 2 紛失・き損理由
(紛失等の場合、警察等への届出年月日及び届出番号等も記入すること。)
- 3 紛失・き損年月日

※き損の場合は、き損した登録証明書を添付すること。

(様式5)

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号
住 所
氏 名
〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号
F A X
担 当 者

廃棄物再生事業者登録申請事項変更届

年 月 日付第 号で登録を受けた廃棄物再生事業者登録の申請事項について、次の通り変更事項が生じたので届け出ます。

記

1 廃棄物再生事業者登録番号

2 変更事項

3 変更内容

〔新〕

〔旧〕

4 変更年月日

5 変更理由

(様式6)

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号
住 所
氏 名
〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕
電話番号
F A X
担 当 者

事業場廃止届

年 月 日付第 号で登録を受けた事業場を、廃止しますので下記のと
おり届け出ます。

記

- 1 廃棄物再生事業者登録番号
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 廃止年月日
- 5 廃止理由

※ 廃棄物再生事業者登録証明書（原本）を添付すること。

(様式7)

年 月 日

東京都知事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

F A X

担 当 者

事業場休止・再開届

年 月 日付第 号で登録を受けた事業場を、休止・再開しますので、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃棄物再生事業者登録番号
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 休止・再開年月日
- 5 休止（予定）期間
- 6 休止・再開理由

< 参考 >

(様式 8)

年 月 日

殿

東京都知事

印

登録取消通知書

年 月 日付第 号で登録をした廃棄物再生事業者登録は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 2 条及び廃棄物再生事業者の登録に関する要綱第 9 条に基づき、下記のとおり登録を取り消したので、通知します。

記

- 1 登録を取り消した理由
- 2 取消年月日
- 3 取り消した事業場の名称等
 - (1) 事業場の名称及び所在地
 - (2) 登録の年月日及び登録番号

(様式9)

年 月 日

東京都知事 殿

廃棄物再生事業者登録番号 第 号

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

F A X

担 当 者

廃棄物再生実績報告書

年度分の再生実績について、下記のとおり報告します。

事業場名					
所在地	〒				
電話番号			F A X		
品 目	受入量	再 生 量		残 さ 量	
		再生量	取引先	発生量	処理先
合 計					

欠格条項に該当していない者 である旨の誓約書

東京都知事殿

年 月 日

申請者、並びに申請者の役員、政令第6条の10に定める使用人、法定代理人、相談役又は顧問及び株主（出資者）が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める欠格条項に該当していない者であることを誓約します。

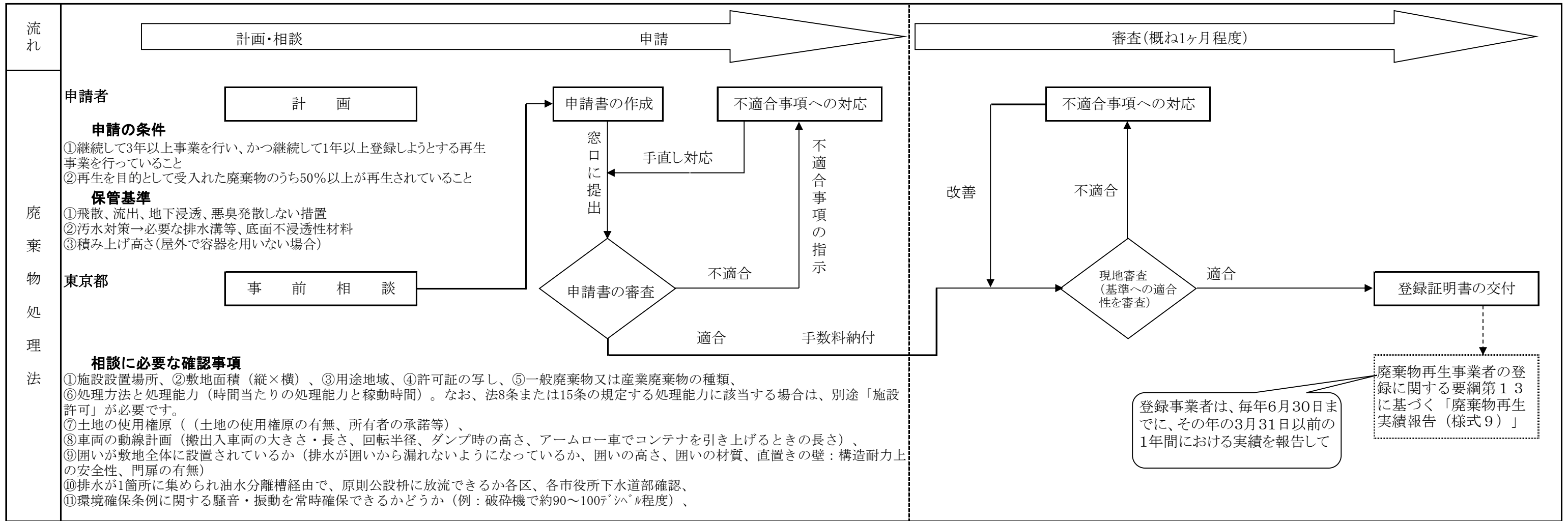
申請者 住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

欠格条項とは

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）もしくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- 6 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分の日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 7 6に規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、6の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 8 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- 9 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）が1から9までのいずれかに該当するもの
- 10 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から9までのいずれかに該当する者のあるもの
- 11 個人で政令で定める使用人のうちに1から9までのいずれかに該当する者のあるもの

再生事業者登録 手続きの流れ



* 関係法令	建築基準法	建築確認申請 → 確認済証	中間検査申請	完成検査申請 → 検査済証
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	届出・受理 → 30日以内	申請・受理 → 60日以内	認可 → 認可書交付
	① 指定作業場 (変更) 届出 [※ウエスト・スクラップ処理場、廃棄物の積替え保管施設] 89条 (届出)、90条 (届出の変更)		工事着手	完成検査 → 認定書交付
	② ※工場設置 (変更) 認可申請 [廃棄物処分業等] 81条 (認可申請)、82条 (申請の変更)			
消防法及び東京都火災予防条例	届出 →	届出 →	現地確認	現地確認
① 少量危険物貯蔵取扱所			現地確認	現地確認
② 指定可燃物貯蔵取扱所			現地確認	現地確認
③ 廃棄物処理法に係る火災予防安全対策指導指針 (破砕施設のみ該当)				
届出等	① 騒音規制法の特定施設	空気圧縮機、送風機、土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機：原動機出力7.5kW以上のもの		区及び市の区域(工業専用地域と中央区、港区、江東区、品川区、大田区の一部を除く)
	② 振動規制法の特定施設	空気圧縮機、送風機、土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機：原動機出力7.5kW以上のもの		
	③ 大気汚染防止法の一般粉じん発生施設	土石のベルトコンベア及びバケットコンベア：ベルト幅が75cm以上、又はバケット内容量が0.03m ³ 以上のもの		
	④ 大気汚染防止法の一般粉じん発生施設	破砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く)：原動機出力7.5kW以上のもの		
	⑤ 水質汚濁防止法の特定施設	廃棄物処理法施行令7条1項 1号、3～6号、8号、11号、12号、12の2号、13号、13の2号が該当		
* 維持管理	労働安全衛生法	① 事業場別の安全衛生管理 (労働者数により推進員、管理者、産業医等)		
		② クレーン等安全規則 (吊り上げ荷重で設置届出が必要→性能検査)		
		③ 産業廃棄物処理業における作業主任者の選任 [酸素欠乏危険場所における作業]		
		④ 産業廃棄物処理業における就業制限業務 (有資格者の就業) [最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転業務、最大荷重が1トン以上のシャベルローダー又はフークローダの運転業務]		
		⑤ 産業廃棄物処理業における特別教育が必要とされる業務 [最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転業務、吊り上げ荷重が1トン未満のクレーンの運転業務]		
		⑥ 第2種圧力容器 (圧縮機) の自主検査及び記録の保存		

*注：関係法令及び維持管理については、すべてを掲載したものではありません。

令和3年9月

廃棄物再生事業者登録の手引

編集発行 東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課
東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-3582（直通）